

# 部落差別を解決する 画期的「推進法」

## こころの研修



運動のなかでの「推進法」の活用を  
講演する奥田教授

伊都地方人権尊重連絡協議会主催の「こころの研修講演会」が7月27日、あじさいホールでひらかれ、企業や行政、支部員など

246人が参加した。

昨年12月に成立・施行した「推進法」について、奥田均・近畿大学教授を講師

に、この法律ができた経緯や意義、今後部落解放運動に活用していける法律であることなどをわかりやすく解説された。

今年で54年が経過する。この間、2度の再審請求がおこなわれたが、再審請求が棄却され、現在第3次再審請求の闘いになつてゐる。狹山事件では、石川さんが自白どおりに被害者である中田善枝さんの万年筆が、石川さんの自宅から発見されたとして、カバン腕時計とともに有罪の3物証とされた。これらは犯人しか知らない事実が石川さん自身によつて判明したるところである。しかし、「秘密の暴露」にあつたかのように作りだされてきた事が少なくない。

今年で54年が経過する。この間、2度の再審請求がおこなわれたが、再審請求が棄却され、現在第3次再審請求の闘いになつてゐる。狹山事件では、石川さんが自白どおりに被害者である中田善枝さんの万年筆が、石川さんの自宅から発見されたとして、カバン・腕時計とともに有罪の3物証とされた。これらは犯人しか知らない事実が石川さん自身によつて判明したるところである。しかし、「秘密の暴露」にあつたかのように作りだされてきた事が少なくない。

## 主張 狹山事件の完全無罪を勝ち取ろう！

あなたがも「秘密の暴露」があつたかのように作りだされてきた事が少なくない。

狹山事件の再審請求は、1回目の家宅捜査にあつた元刑事が「鴨居を調べたがなにもなかつた」と証言し、鴨居上の万年筆がみえないはずがないという科学的鑑定もだされたが、

見された証拠は事件に関係するものなのか、証拠がねつ造された疑いはないかなどうを慎重に検討しなければならないはずである。実際にこれまでのえん罪事件で

「土地差別は大きな問題。」  
協議会ブロック長、宮本県連書記長のあいさつにつづき、藤森弘之・振興局長は



あいさつする藤森弘之・伊都振興局長

## 文化の窓

### 「助けて」と言える国へ 一人を社会とつなぐ

著者: 奥田知志 / 茂木健一郎  
発行: 集英社 発行日: 2013年8月26日  
ISBN: 978-4-08-720703-3

「この世の中には助けてくれる人はいたんだよ。助けてと言えた日が助かった日だった」。筆者はある日の

親父さんの言葉を振り返る。自己責任論や身内の責任論なんて、なんの役にも立たない。人を救うのは、人とのつながり、そして本当の絆だと。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで  
TEL 073-473-2301

マイナンバー制度にかかる

本人通知制度にかかる

こと

が回答された。

た。参加者から、地域住民との関係が薄れてきたよう

に思ふ。やつちよん広場に現実差別は根強く残り、さ

らに増大・悪質化してお

り「法」制定を求める運動

は衰退することなく推進さ

れてきた。このようなか

れで、「部落差別の存在をは

じめて法律で認知し、また

「部落差別のない社会を実

現することを目的とする」

とはじめ部落問題解決を

法律でうたうなど、以前の

法にはない画期的なものと

なつてゐる。

じめて法律で認知し、また

「部落差別のない社会を実

現することを目的とする」

とはじめ部落問題解決を

法律でうたうなど、以前の

法にはない画期的なものと